家庭の役割

家庭の力

このリーフレットは、いじめの問題にかかわって、子どもたちの心に少しでも近づくために、家庭でどのように対応したらよいかなどについて、考えていくきっかけになることを願って作成しました。

このリーフレットの内容だけの対応で、いじめの問題が解決できるものではありません。

ぜひ、各学校において、保護者会や学級懇談会、ＰＴＡ活動などで話題に取り上げていただき、お互いの家庭の力を高めるために、それぞれの経験や知恵を交流し合い、本リーフレットの足りないところを補い、それぞれの学校、家庭、地域の知恵が結集された各学校や地域のオリジナルのリーフレットに育てていただくことを願っています。

いじめがあるということを聞いたら…

～対処方法を家庭で一緒に考えてください。

道教委が実施した「いじめに関する実態等調査」の結果をみると、学校でいじめをみたり、聞いたりしたことがある子どもたちは、小学校で４割、中学校で３割、高等学校で２割となっています。

そのうち、注意したり、誰かに相談したりした子どもたちは、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて割合は低く、全体では、約３割となっています。

家庭では、いじめられたり、いじめたりした場合の対処方法だけでなく、いじめを見たり聞いたりしたときの対処方法についても、家庭で一緒に考えてください。

○　すぐに学校に知らせ、解決に向けて対処していくことが大切です。
○　「かかわりたくない」、「あいつはいじめられて当然」という子どもの態度に対しては、
・人の気持ちを理解すること
・解決にならないことを
しっかりと教えることが必要です。
○　仕返しが怖いと話したら
・気持ちをしっかりと受け止める
・一人で立ち向かうように無理に子どもを責めないことに配慮することが必要です。

●「今、いじめられている」ということを把握したら

○　子どもの気持ちに配慮して行動しましょう。
○　電話や手紙よりも、先生と直接話し合うことが大切です。
○　子どものいじめの状況によっては、まず、学校を休ませるなど、親の目の届くところに置き、学校と連絡を取り合うことも考えられます。
○　いじめている子どもの保護者とは、学校と相談しながらかかわりましょう。
○　いじめが解決した後も、学校と連絡を取り合うとともに、友だちから様子を教えてもらうなど、引き続き子どもに目を配り、子どもとの会話を大切にしていきましょう。

北海道教育委員会

家庭におけるいじめへの対応

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものです。
そのためには、親としても、「いじめは人間として絶対に許されない」ということをしっかりと教えていくことが大切です。
また、子どもたちの間でどのようなことが行われているのかという事実をしっかりと把握し、適切に解決していくことが重要です。

いじめなどの被害にあっている子どもに見られるサイン

家庭での様子	チェック欄
家庭生活全般	
○朝、起きられない	
○朝、頭痛や発熱等を訴える	
○昼夜逆転した生活をする	
○朝、トイレから出てこない	
○昼頃から元気になる	
○下校後、ぐったりしている	
○帰宅が急に早くなる	
○急に落ち着きがなくなる	
○不審電話などがかかってくる	
○お金をこっそり持ち出す	
○学校を休みたがる	
○日記等に悩みなどを書く	
○学校のことを話さなくなる	
○食欲がなくなる	
○擦り傷、あざをつくって帰る	
○いじめの被害等を話題にする	
○休日や夏休み中は症状がない	
○先生が嫌いだと言う	
○閉じこもりがちになる	
家族との関係	
○かたくなな感じになる	
友人関係	
○友人がいないと言う	
○友人に意地悪されたと言う	
○友人を避けるようにする	
その他	
○小心、内気、心配性である	
○勉強が分からないと言う	
○他の欠席者を話題にする	
○明るさが次第になくなる	
○欠点を強く気にする	
○転校したい、生まれ変わりたいと言う	
○メールのやり取りが増える	
○携帯電話の着信を無視するようになる	

気付いてあげる

▶早期発見のために

<子どもにかかわる努力をしましょう>

○　子どもの様子の変化は、チェックリストなどを参考に、できる限り、食事を一緒にしたり、話しかけたりするなどして、子どもとかかわることによって気付いていくものです。

○　子どもたちの様子の変化に気付いても、子どもは、正直に話してくれないときもあります。そのため、本人だけでなく、友だちやその保護者、担任の先生などからも情報を得る努力をすることが状況の把握への一歩になります。

守ってあげる

▶いじめなどの被害を受けていることが分かったら

<いじめられている子どもを孤立させないようにしましょう>

○　子どもの立場に立って話を聞きましょう。
・子どもがいじめられて、つらい思いをしているときに、親にしっかりと思いを受け止めてもらえないと、一段とつらさが増すだけです。
・まずは、子どもの味方であることをしっかりと伝え、安心感を与えてください。

こんな対応が子どもたちの心を救います。

- 一緒に悩み、考えること
- 子どもと衝突することから逃げないで、親として温かく、時には厳しく、見守っていくこと
- よいことをしたときには、思いっきりほめること
- 悪いことをしたときには、しっかりとしかること
- 子どもを信頼すること　など

相手をいじめるなどの行為を行っている子どもに見られるサイン

家庭での様子	チェック欄
家庭生活全般	
○朝起きられない	
○昼夜逆転した生活をする	
○言葉遣いが荒い	
○金遣いが荒い	
○我慢ができない	
○漫画ばかり見ている	
○テレビゲームばかりしている	
○疑い深い	
○トイレの時間が不規則である	
○朝食抜きで登校する	
○すぐ怒ったり文句を言ったりする	
○自分の部屋にばかりいる	
○よく買い食いをする	
○机をひっくり返して怒る	
○家財道具を壊すなどする	
○はさみやナイフに強い興味を示す	
○部屋が汚い	
家族との関係	
○反抗的な態度をとる	
○一緒に食事をしない	
○母親に強く甘えるときがある	
○親や弟妹に暴力をふるう	
○家族とのコミュニケーションがない	
友人関係	
○友人からもらった高級品を持っている	
○友人からの電話を気にする	
○服装が派手になる	
○外出をよくする	
その他	
○学校に行きたがらない	
○強い反面、臆病な面もある	

毅然とした態度で指導する

▶いじめているということが分かったら

<いじめは絶対に許されないことを徹底しましょう>

○　自分の行為がいじめであるという自覚がない場合や否定する場合は、
- 行っている行為がいじめかどうかという判断よりも、その行為によって相手が嫌な思いをしていたり、つらい思いをしたりしていることを伝え、毅然とした態度で、まず、その行為をやめさせることが大切です。

○　いじめる子にとっては、自分の行為を振り返るということがないままエスカレートしてしまうことがあることから、自分の行った行為をしっかりと考えさせることが大切です。

○　学校や関係機関と連携を図って指導に当たることが大切です。

一人で悩まないで

いじめを察知したとき、親が一人で悩みを抱えてしまうと、解決が遅れ、深刻な事態になっていくことも考えられることから、次のような相談窓口がありますので、遠慮なく、相談してください。

相談窓口	電話番号	相談時間
教育相談電話（無料） （道立教育研究所）	0120(3882)56 0120(3882)86	毎日２４時間 毎日10:00~17:00
※IP電話、PHSではつながりません。		
メール相談 （道立教育研究所）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
少年相談１１０番 （北海道警察本部）	0120(677)110	月～金 8:45～17:30
教育相談電話 （北海道立特殊教育センター）	011(612)5030	月～金 8:45～17:30

☆　子どもや家庭の相談について、児童福祉のいろいろな専門機関と一緒になって問題の解決をお手伝いいたします。

【児童家庭支援センター】～毎日２４時間

管　内	相　談　窓　口	電話番号
石狩・後志	エンゼルキッズこども家庭支援センター	011-372-8341
渡島・檜山	児童家庭支援センターくるみ	0138-46-5095
空知	光が丘子ども家庭支援センター	0126-22-4486
上川留萌･宗谷	美深子ども家庭支援センター	01656-9-2500
網走	子ども家庭支援センターオホーツク	0158-45-3211
胆振・日高	日高子ども家庭支援センター	0146-24-4050
十勝	十勝こども家庭支援センター	0155-22-3322
釧路・根室	釧路こども家庭支援センター	0154-32-1150
札　幌　市	興正こども家庭支援センター	011-765-1000
	羊ヶ丘児童家庭支援センター	011-854-2415

☆　いじめや不登校などの学校教育に関する悩みなどについては、お住まいの管内の教育局にご相談下さい。

【各管内（教育局）の教育相談電話】

相談窓口	電話番号	相談時間
石狩教育局	011-221-5297	月　～　金 8:45 ～17:30
渡島教育局	0138-47-9177	
檜山教育局	0139-52-1123	
後志教育局	0136-22-2222	
空知教育局	0126-22-3912	
上川教育局	0166-46-5243	
留萌教育局	0164-42-5717	
宗谷教育局	0162-33-7630	
網走教育局	0152-44-7262	
胆振教育局	0143-22-6594	
日高教育局	0146-22-1325	
十勝教育局	0155-23-4950	
釧路教育局	0154-43-1475	
根室教育局	0153-23-2715	

平成19年3月　北海道教育庁生涯学習部学校教育局学校安全・健康課生徒指導グループ

「使用イラストはMPC刊かわいいカット集たのしい家族人物ポーズ＆表情集より転載」

家庭の役割 家庭の力

このリーフレットは、保護者の皆さんが、子どもからいじめに関して打ち明けられた場合、どのように対応したらよいかなどについて、考えていくきっかけになることを願って作成しました。

いじめにより、一生拭いきれない心の傷を負ったり、場合によっては、かけがえのない命を自ら絶つという、あってはならない事態が起こったりすることのないよう、いじめの早期発見・早期解消に向け、ご活用ください。

vol. 2

家庭におけるいじめへの対応

＜保護者の関わりが大切です！＞

いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、家庭においても、「どのような理由があっても、いじめは人間として絶対に許されない」ということをしっかりと教え、万が一、いじめがあった場合には、保護者がいじめられている子どもにしっかりと寄り添い、徹底して守り抜く姿勢を示しましょう。

＜あなたの声かけを待っています！＞

いじめられている子どもは、親や先生に打ち明けることで、いじめがさらにエスカレートすることを恐れ、声をあげられずにいます。

また、いじめを傍観している子どもは、いじめられている子に声をかけたり、先生に報告したりすると、次は自分がいじめられるという不安から、無関心を装っています。

■いじめとは ■

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。起こった場所は、学校の内外を問いません。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが大切です。

文部科学省
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

◆ 学校の電話番号

◆ 相談機関の電話番号

最終ページに、電話相談窓口一覧を掲載しました。

『家庭の役割 家庭の力』（平成19年3月）もご活用ください。（下記アドレスからダウンロードできます。）
http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/grp/ijimerifu1.pdf

北海道教育委員会

いじめについて打ち明けられたら…

◆ いじめられている と打ち明けられたら…

○ 子どもの心と体を守ることを第一に考えましょう。

・子どもに寄り添い、「絶対に守る」という強い意志を示す。
・いじめの内容を、無理に聞き出そうとしない。

○ 子どもを孤立させないようにしましょう。

・「あなたの味方である」というメッセージを伝え、安心感を与える。
・子どもの立場に立って話を聞く。
・「あなたにも非がある」「お前が強くなればいい」とは絶対に言わない。
・必要に応じて登下校時に送迎したり、外出時に付き添ったりする。

○ 子どもと触れ合う機会を大切にしましょう。

・家の中では、明るく、楽しく、子どもと過ごす時間をたくさんもつ。
・子どもが発するサインを敏感に受け止める。

○ 子どもの気持ちを受け止め、学校や関係機関へ相談しましょう。

・解決に当たって、学校などに相談する必要があることを丁寧に説明し納得させる。
・相談相手や相談方法は、子どもの希望を優先する。
・いじめている子どもの保護者とは、学校や相談機関などと相談しながらかかわる。

◆ 「死にたい」とほのめかす など、命の危険を感じたら…

○ 生命の安全を最優先に考えましょう。

・子どもに寄り添い、「あなたを助ける」という強い覚悟を、言葉に出して示す。
・助けを求めることは、「あなたが弱いからではない」ことを説明する。
・一人にしないで寄り添うとともに、他からも適切な援助を求める。

○ 子どもに寄り添い、気持ちを傾聴しましょう。

・「大丈夫、頑張れば元気になる」「死ぬなんてバカなことを考えるな」など、安易に励ましたり、叱ったりしない。
・そうせざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況の理解に努める。
・「よく話してくれたね」など、勇気を出して打ち明けてくれたことを認める。
・「死にたいと思うほど大変なことがあったんだね」「話せるところから話してくれるかな」など、子どもが思いを十分に打ち明けられるようにする。

○ 子どもの気持ちを受け止め、学校や関係機関へ相談しましょう。

・生命の危険がない場合は、本人の納得の上、学校や関係機関と連携し、希望に添った対応をすることを約束する。

◆ いじめている ことが分かったら…

○ いじめを容認しない強い意志を示しましょう。

・いじめていることを認めた場合は、その勇気をしっかり受け止める。
・いじめは「人間として絶対に許されない」ことを毅然として伝える。
・いじめという行為は否定するが、子どもの人間性は否定しない。
・どのように責任を取ればよいか、子どもと一緒に考える。

○ 直ちにいじめをやめさせましょう。

・行為がいじめに当たるかどうかではなく、相手がつらい思いをしていることを伝え、いじめをやめさせる。
・被害者に謝罪する。
・保護者としての謝罪の姿勢を子どもに見せる。

○ いじめを繰り返さないように子どもの気持ちを受け止めましょう。

・いじめを行うことになったきっかけや気持ちなど、本人の言い分を十分に聞き取る。
・いかなる理由があっても、被害者に非はないことを認識させる。
・いじめた行為を償う気持ちや繰り返さない気持ちになるまでかかわり続ける。

○ 直ちに学校へ報告しましょう。

・解決に当たって、学校などに報告する必要があることを丁寧に説明し納得させる。
・指導方針や謝罪方法などは、学校と十分連携して進める。

◆ いじめの傍観者である ことが分かったら…

○ いじめを容認しない強い意志を示しましょう。

・いじめは「人間として絶対に許されない」ことを毅然として伝える。
・周りではやし立てることや見て見ぬふりをすることは、いじめることと同じであることを伝える。
・いじめという行為は否定するが、子どもの人間性は否定しない。
・今後、どのような行動をとればよいか、子どもと一緒に考える。

○ いじめは許されないということを理解させましょう。

・傍観者となった理由やいじめの場面で感じたことを十分に聞き取る。
・いかなる理由があっても、被害者に非はないことを認識させる。

○ 直ちに学校へ報告しましょう。

・学校などに報告する必要があることを丁寧に説明し納得させる。
・指導方針や謝罪方法などは、学校と十分連携して進める。

相談できる機関があります

「学校には相談しにくい」「他の意見も聞いてみたい」というときには、下記の機関でも相談できます。

	相談窓口	電話番号	相談時間等
相談電話	<道立教育研究所> 教育相談電話	0120（3882）56	毎　日 24時間
		0120（3882）86	月～金 10:00～17:00
	<道立特別支援教育センター> 教育相談電話	011（612）5030	月～金 9:00～17:00
	<北海道警察本部> 少年相談１１０番	0120（677）110	月～金 8:45～17:30
	<法務省> 「子ども人権１１０番」	0120（007）110	月～金 8:30～17:15

	相談窓口	メールアドレス
メール相談	<道立教育研究所> メール相談	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

各管内（教育局）の教育相談電話【月～金　8:45～17:30】

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
空知教育局	0126-22-3912	上川教育局	0166-46-5243
石狩教育局	011-221-5297	留萌教育局	0164-42-5717
後志教育局	0136-22-2222	宗谷教育局	0162-33-7630
胆振教育局	0143-22-6594	ｵﾎｰﾂｸ教育局	0152-44-7262
日高教育局	0146-22-1325	十勝教育局	0155-23-4950
渡島教育局	0138-47-9177	釧路教育局	0154-43-1475
檜山教育局	0139-52-1123	根室教育局	0153-23-2715

児童家庭支援センター【毎日　24時間】

管内	相談窓口	電話番号
空知	光が丘子ども家庭支援センター	0126-22-4486
石狩・後志	エンゼルキッズこども家庭支援センター	011-372-8341
胆振・日高	日高子ども家庭支援センター	0146-24-4050
渡島・檜山	児童家庭支援センターくるみ	0138-46-5095
上川・留萌・宗谷	美深子ども家庭支援センター	01656-9-2500
オホーツク	子ども家庭支援センターオホーツク	0158-45-3211
十勝	十勝こども家庭支援センター	0155-22-3322
釧路・根室	釧路こども家庭支援センター	0154-32-1150
札幌市	興正こども家庭支援センター	011-765-1000
	羊ヶ丘児童家庭支援センター	011-854-2415

平成25年４月　北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）いじめ問題対策チーム